

○東京農業大学第三高等学校学則

制 定 昭和 60 年 4 月 1 日

最近改正 平成 24 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本校は，創設者榎本武揚の建学の精神にのっとり，中学校教育を終えた者に対し，知情意三位一体の実学教育により生徒の自主性をのばし，誠実にして，かつ，行動力を持つ人物を養成するため，高等普通教育を施すことを目的とする。

(名称)

第 2 条 本校は，東京農業大学第三高等学校と称する。

(位置)

第 3 条 本校は，埼玉県東松山市大字松山 1400—1 に置く。

第 2 章 課程の組織及び収容定員

(課程)

第 4 条 本校の課程及び収容定員は，次のとおりとする。

全日制課程 普通科 1,200 名 (共学)

第 3 章 修業年限，学年，学期及び休業日等

(修業年限)

第 5 条 本校の修業年限は，3 年とする。

(学年)

第 6 条 学年は，4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 7 条 学年を分けて，次の 3 学期とする。

第 1 学期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで

第 2 学期 9 月 1 日から 12 月 31 日まで

第 3 学期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

(休業日，臨時授業及び臨時休業)

第 8 条 休業日は，次の各号のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

(3) 夏季休業 7 月 21 日から 8 月 31 日まで

(4) 冬季休業 12 月 25 日から翌年 1 月 7 日まで

(5) 学年末休業 3 月 23 日から 3 月 31 日まで

(6) 学年始休業 4 月 1 日から 4 月 5 日まで

(7) 学校法人の創立記念日 3 月 6 日

(8) 本校の創立記念日 2 月 12 日